
プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目 第 180 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、審議事項(2)-2及び(2)-3に関して、第180回金融商品専門委員会（2022年5月9日開催）での検討において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

審議事項(2)-2に関する意見

2. 事務局が示した論点間の関連や優先して検討する論点の整理について賛成する。
3. 信用リスクの著しい増大の判定時の担保等による貸出スプレッドの調整の論点については実務上問題となっており、信用リスクの著しい増大の議論と担保付貸出金の取扱いを関連付けて議論すべき。
4. 複数シナリオに基づく結果の確率加重の取扱いについては、IFRS基準でも基準自体には多く記載されている訳ではなく別途組成された組織で検討されている。日本基準の開発においては実務上の課題を基準に取り込んでいくかどうかに関して留意すべき。
5. 購入した信用減損金融資産の会計処理に関してどこで検討するのか教えて欲しい。当該論点は、会計基準間の取扱いが異なっていること、システム対応やデータ整理に時間を要するように思われるため、早期に検討すべき。

審議事項(2)-3に関する意見

6. IFRS基準と同様に、企業が信用リスク管理で用いている定義を用いること及び90日のバックストップの定めを設けることに賛成する。
7. 債務不履行について、会計基準では具体的に定義せず企業が信用リスク管理で用いている定義を用いることに賛成するが、実務上どのようなイベントがデフォルト事象として取り上げられているのかに関する例示やどのような場合に信用リスクの著しい増大に該当すると取扱われるのかという例示を示して欲しい。
8. ステップ2で異なる定めを設ける必要があるレベルではないと考えるが、ステップ

4ではバックストップの必要性及び追加的なガイダンスの必要性について検討する必要があると考える。

9. 企業が用いている債務不履行の定義についての開示を別途検討する必要があると考える。
10. 90日超延滞を債務不履行とする定めを設ける場合には、現在の日本の実務では3年間の予想信用損失を見積ることが許容されている要管理債権について、全期間の予想信用損失を見積ることとなる。そのため、実務及び引当金額への影響の分析もお願いしたい。
11. 外部の格付会社等が公表する格付遷移や倒産に関する実績率を用いる場合でも90日超延滞を債務不履行とするという事を加味して信用リスクの著しい増大の判定などの実務を行う必要があるのかどうかについて確認したい。
12. 90日超延滞を債務不履行とする定めについて、一般事業会社が保有する貸付金への適用を検討するときには、一般事業会社のデータの整備状況に留意すべき。

以 上